

新型コロナウイルス感染症対策支援一覧 ～ 各種公共料金・社会保険料の猶予等 ～

令和2年7月16日現在



松川町役場

各種公共料金・社会保険料の猶予等 (1/3)

支援の名称	概要	対象者	猶予・減免等	申請期間等	お問い合わせ先
厚生年金保険料等の猶予制度	厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6カ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。	コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業者	1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予 担保の提供は不要。延滞金もかからない。 ※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対応。	実施中	飯田年金事務所 ☎22-3641 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
国民年金保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少及び所得が相当程度下がった場合に免除が認められる場合があります。	臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予及び学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。 (1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少したこと。 (2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること。	令和2年2月分から6月分まで所得基準により軽減又は免除が認められます。	実施中	
国民健康保険料(税)の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免をおこないます。	コロナウイルスの影響により、死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯。減少額が前年度の収入の10分の3以上であること。	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期の末日の到来する保険税について軽減又は免除する。	実施中	

各種公共料金・社会保険料の猶予等 (2/3)

支援の名称	概要	対象者	猶予・減免等	申請期間等	お問い合わせ先
後期高齢者医療保険料の減免制度	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等で、一定の要件を満たしている方は、保険料が減免されます。	①新型コロナウイルスにより世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 ②前年の所得金額の合計額が1,000万円以下等の世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の事業収入等の10分の3以上の方	●申請により、以下の保険料の減免が受けられます。 ・納期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日の普通徴収保険料 ・年金支給日が令和2年2月1日～令和3年3月31日の特別徴収保険料 ●減免される保険料額 対象者①: 全額 対象者②: 減免対象の保険料額×減免割合(令和元年度所得に応じて2/10～10/10)	申請は令和3年3月31日まで	長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320 役場保健福祉課 高齢者係 ☎36-7022(直通)
介護保険料の減免制度	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した第一号被保険者で、一定の要件を満たしている方は、保険料が減免されます。	新型コロナウイルスの影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる以下に該当する方 ・令和2年の事業収入等の減少額が、令和元年の10分の3以上であること。 ・世帯の主たる生計維持者の令和元年の事業収入等以外の所得の合計額が400万円以下であること。	●申請により、令和2年2月1日以降に納期限が設定されている保険料 ●対象保険料額(A×B/C)×減額又は免除割合 ・対象保険料額 A: 第一号被保険者保険料額 B: 令和元年の合計所得金額 C: 減少することが見込まれる令和元年の事業収入等の所得額 ・減額又は免除割合 令和元年の合計所得金額が200万円以下のときは全額、200万円以上のときは10分の8	申請は令和3年3月31日まで	役場保健福祉課 高齢者係 ☎36-7022(直通)

各種公共料金・社会保険料の猶予等 (3/3)

支援の名称	概要	対象者	猶予・減免等	申請期間等	お問い合わせ先
国民健康保険、後期高齢者医療保険被保険者に対する傷病手当金	新型コロナウイルスに感染又は発熱等の症状があるなどして会社等を休み、事業主から給与等の全部又は一部を受けられない場合に、傷病手当金が支給されます。	以下のすべてに該当する方 ・被用者で、国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者である。 ・新型コロナウイルスに感染又は発熱等の症状により労務に服することができなくなり、給与等の支払いが受けられないか一部減額されている。 ・上記の理由により3日連続して仕事を休み、労務に服することができない場合で、4日目以降から支給	(直近の継続した3ヶ月間の給与等収入の合計額÷就労日数)×2/3×対象日数	・令和2年1月1日から9月30日の間で、療養のために労務に服することができない期間 ・ナゾシ、入院が継続される場合等は、最長1年6ヶ月まで	●国民健康保険に加入の方 役場保健福祉課 保健予防係 ☎36-7034(直通) ●後期高齢者医療保険に加入の方 ・長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320 ・役場保健福祉課 高齢者係 ☎36-7022(直通)
国税の納付の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時的に納付できない場合、税務署に申請することにより、1年以内の期限に限り納税、換価の猶予があります。	新型コロナウイルス感染症に納税者が罹患されたり、事業に著しい損失を受けた場合	・原則、1年間猶予が認められます。 ・猶予期間中延滞税の全部又は一部が免除されます。 ・財産の差押えや換価が猶予されます。	実施中	飯田税務署 ☎22-1165
地方税の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時的に納付できない場合、住民税務課に申請することにより、1年以内の期限に限り納税、換価の猶予があります。	新型コロナウイルス感染症に納税者が罹患されたり、事業に著しい損失を受けた場合	・原則、1年間猶予が認められます。 ・猶予期間中延滞税の全部又は一部が免除されます。 ・財産の差押えや換価が猶予されます。	実施中	南信県税事務所 ☎53-0407 役場住民税務課 徴収係 ☎36-7046(直通)
上下水道料の猶予制度	新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金の支払いが困難な場合に、使用者からの申し出により納付を猶予します。	新型コロナウイルスの影響により一時的に料金支払いが困難になった個人、法人。	相談により納付猶予期間を設けます。	実施中	役場環境水道課 水道管理係 ☎36-7026(直通)